

寒川町消防団の組織等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～	～略～
(組 織)	(組 織)
第2条 消防団は、消防団本部 _____ _____及び10の分団をもつて 組織する。	第2条 消防団は、消防団本部 (以下「本 部」という。) 及び11の分団をもつて 組織する。
2 (略)	2 (略)
(階 級)	(階 級)
第3条 消防団員の階級は、 <u>団長</u> _____, 副団長、分団 長、副分団長、部長、班長及び団員と する。	第3条 消防団員の階級は、 <u>消防団長</u> (以 下「 <u>団長</u> 」という。)、副団長、分団 長、副分団長、部長、班長及び団員と する。
～略～	～略～
(加える)	(分限及び懲戒に関する処分の手続)
(加える)	第5条 <u>消防団員の分限及び懲戒に関する 処分に関する事項は、団長、副団長及 び町民安全課長で組織する会議におい て決定しなければならない。</u>
(加える)	2 <u>会議は必要に応じて団長が招集し、団 長が会務を総理する。ただし、会議構 成員の過半数の出席がなければ会議を 開くことはできない。</u>
(加える)	3 <u>会議の議事は、出席者の過半数で決 し、可否同数のときは、団長の決する ところによる。</u>
(加える)	4 <u>会議の結果、消防団員を停職、戒告、 降任又は免職するときは第2号様式の辞 令を交付する。</u>
(宣誓)	(宣誓)
第5条 (略)	第6条 (略)
(団長の責務と職務代理)	(団長の責務と職務代理)
第6条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
(団長等の任期)	(団長等の任期)
第7条 (略)	第8条 (略)
2 (略)	2 (略)
(服 務 規 律)	(服 務 規 律)
第8条 (略)	第9条 (略)
第9条 (略)	第10条 (略)
(遵 守 事 項)	(遵 守 事 項)

第10条 消防団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 住民に対し、常に水火災の予防及
び警火心

_____の喚起に努め、災害等に際しては、身をていしてこれに当たる心構えを持つこと。

(2) 規律を厳守して、上長の指揮命令のもとに上下一体となつて事に当たること。

(3) · (4) (略)

(5) 消防団員は、団又は消防団員
の名義をもつて特定の政党、結社若
しくは政治団体を支持し、反対し、
若しくはこれに荷担し、又は他人の
訴訟若しくは紛議に関与しないこ
と。

(6) · (7) (略)

(災害等への出動)

第11条 災害等の現場へ向うとき又は引き返すとき、消防車に乗車する上長は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 上長は、機関担当者の隣席に乗車すること。

(2) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。

(3) (略)

(消火及び水防等の活動)

第12条 災害等の現場に到着した消防団
は、設備、機械器具及び資材を最高度
に活用して生命、身体及び財産の救護
に当たり、損害を最小限度に止めて、
水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなけれ
ばならない。

第13条 消防団が災害等の現場に出動した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

(1) (略)

(2) 消防作業 は、真剣に

第11条 消防団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 住民に対し、常に火災、風水害又は地震等（以下「災害」という。）

の警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身をていしてこれに当たる心構えを持つこと。

(2) 規律を厳守して、各分団の上席者等（以下「指揮者」という。）の指揮命令のもとに上下一体となつて事に当たること。

(3) · (4) (略)

(5) 消防団員は、消防団又は消防団員
の名義をもつて特定の政党、結社若
しくは政治団体を支持し、反対し、
若しくはこれに荷担し、又は他人の
訴訟若しくは紛議に関与しないこ
と。

(6) · (7) (略)

(災害の対応に伴う出動)

第12条 災害の対応 へ向うとき又は引き返すとき、消防車に乗車する指揮者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 指揮者は、機関担当者の隣席に乗車すること。

(2) 指揮者は、事故を防止するために
車外放送を用いて周囲の注意喚起を
図ること。

(3) (略)

(災害の対応)

第13条 災害に対応する 消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、被害を最小限度に止めて、災害の収束に努めなければならない。

第14条 消防団が災害の対応に伴い、出動した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

(1) (略)

(2) 災害の対応に伴う職務は、真剣に

行うこと。

(3) 放水口数は、最大限度に使用し、消防作業の効果を収めるとともに、火災の損害を最小限度に止めること。

(4) (略)

第14条 災害等の現場において、死体を発見したときは、責任者は、町長に報告するとともに警察職員又は検し員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。

(教養訓練及び礼式)

第15条 (略)

2 (略)

(表彰)

第16条 (略)

2 団長は、消防団員が10年

以上在職した場合、新たに分団長に任命された者でその成績が特に良好である場合その他団長が特に必要と認めた場合は、これを表彰することができる。

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる協力者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

(1) 災害等の予防又は鎮圧

(2) 消防施設の強化拡充

(3) 災害等の現場における人命救助

(4) 災害等の現場における警戒防ぎよ、救助に関し、消防団に対してなした協力

(服制)

第20条 (略)

(貸与品)

第21条 消防団には、別表第2に定める

行うこと。

(3) いかなる災害の対応においても、最大限度の職務の効果を収めるとともに、災害の被害を最小限度に止めること。

(4) (略)

第15条 災害の対応において、死体を発見したときは、当該対応の責任者は、茅ヶ崎市消防長又は消防署長に報告するとともに警察職員又は検し員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。

(教養訓練及び礼式)

第16条 (略)

2 (略)

(表彰)

第17条 (略)

2 団長は、消防団員が10年(機能別団員として職務に従事した期間及び休団していた期間(当該期間に1月に満たない期間があるときは、これを1月とする。))は除く。)以上在職した場合

その他団長が特に必要と認めた場合は、これを表彰することができる。

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる協力者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

(削る)

(1) 消防施設等の強化拡充

(削る)

(2) 災害の対応における活動、人命救助に関し、消防団に対してなした協力

(服制)

第21条 (略)

(貸与品)

第22条 消防団員には、別表第2に定める

被服等を貸与する。

(文書簿冊)

第22条 消防団には、次の文書簿冊 _____

_____を備え、常にこれを整理して置かなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 日誌

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 給与品貸与品台帳

(8) 消防法規例規綴

(9) 雑書綴

(加える)

(委任)

第23条 (略)

別表第1 (第2条関係)

区分	団長	副団長	分団長	部長	班長	団員	計	編成区域
分団			正	副				
本部	1	2					3	
第1分団			1	1	2	4	12 20	田端
第2分団			1	1	2	4	12 20	一之宮
第3分団			1	1	2	3	8 15	大曲
第4分団			1	1	2	4	12 20	岡田
第5分団			1	1	2	3	8 15	小谷
第6分団			1	1	2	3	8 15	小動
第7分団			1	1	2	4	12 2	宮山

被服等を貸与する。

(文書簿冊)

第23条 消防団には、次の文書簿冊 (電

磁的記録媒体に記録されたものを含む。)を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

(1)・(2) (略)

(削る)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(6) 貸与品台帳

(委任)

第24条 (略)

別表第1 (第2条関係)

区分	団長	副団長	分団長	部長	班長	団員	計	編成区域
分団			正	副				
本部	1	2					3	
第1分団			1	1	2	4	10 07 5	田端
第2分団			1	1	2	4		一之宮
第3分団			1	1	2	3		大曲
第4分団			1	1	2	4		岡田
第5分団			1	1	2	3		小谷
第6分団			1	1	2	3		小動
第7分団			1	1	2	4		宮山

分 団								0	
第 8 分 団			1	1	2	4	12	2 0	倉 見
第 9 分 団			1	1	2	3	8	1 5	大 蔵
第 10 分 団			1	1	2	3	8	1 5	中 瀬
計	1	2	1 0	1 0	2 0	3 5	10 0	1 7 8	

別表第2（第21条関係）

貸与品名	
制 服	冬 服 _____ _____
	夏 服 _____ _____
（ 略 ）	
防 火 衣 _____	
防 火 帽	
防 寒 衣	
（ 略 ）	

分 団									
第 8 分 団			1	1	2	4			倉 見
第 9 分 団			1	1	2	3			大 蔵
第 10 分 団			1	1	2	3			中 瀬
機 能 別 分 団									全 域
計	1	2	1 0	1 0	2 0	3 5	10 0	1 7 8	

別表第2（第22条関係）

貸与品名	
制 服	冬 服 <u>（ 団 長 及 び 副 団 長 に 限 る。）</u>
	夏 服 <u>（ 団 長 及 び 副 団 長 に 限 る。）</u>
（ 略 ）	
防 火 衣 <u>（機能別分団の団員は除く。）</u>	
防 火 帽 <u>（機能別分団の団員は除く。）</u>	
防 火 手 袋 <u>（機能別分団の団員は除 く。）</u>	
防 寒 衣	
（ 略 ）	

第1号様式（第4条関係）

第1号様式(第4条関係)

辞 令
氏 名
寒川町消防団 を命(免)ずる
年 月 日

任命権者 氏 名 印

第2号様式（第4条関係）

第2号様式(第4条関係)

辞 令
氏 名
寒川町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例第 条第 項第 号
の規定により免職する（「戒告する」「日間停職を命ずる」）
年 月 日

任命権者 氏 名 印

第3号様式（第5条関係）

第3号様式(第5条関係)

宣 誓 書
私は、日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何ものをも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを固く誓います。
年 月 日
寒川町消防団
氏 名 印

第1号様式（第4条関係）

第1号様式(第4条関係)

辞 令
氏 名
寒川町消防団 を命(免)ずる
年 月 日

任命権者 氏 名

第2号様式（第4条、第5条関係）

第2号様式(第4条関係)

辞 令
氏 名
寒川町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例第 条第 項第 号
の規定により免職する（「戒告する」「日間停職を命ずる」）
年 月 日

任命権者 氏 名

第3号様式（第6条関係）

第3号様式(第5条関係)

宣 誓 書
私は、日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何ものをも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを固く誓います。
年 月 日
寒川町消防団
氏 名

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。